

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように改める。

平成18年3月30日

京都市教育委員会
委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第21号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「午後0時30分から午後9時15分」を「午後0時50分から午後9時35分」に改める。

第7条第1項第4号を削り、同項第5号を第4号とし、同項第6号から第10号を1号ずつ繰り上げ、同条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1)前項第1号から第4号まで並びに第7号、第8号及び第9号の勤務 100円
- (2)前項第5号及び第6号の勤務 130円

第10条及び第10条の2を削る。

第11条中「及び遠隔地勤務手当」を削り、同条を第10条とし、第12条中「(遠隔地勤務手当を除く。)」を削り、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(手当の減額等)

第12条 教育長は、手当の支給が不適當であると認めるときは、手当を減額し、又は支給しないことができる。

第13条及び第14条を削り、第15条を第13条とし、第16条を第14条

とする。

別表中

「

京都市立学校及び幼稚園	管理用務員が便所の衛生管理及びごみ収集の業務に従事したとき	日額 600円 (別に定める学校にあっては、日額300円)
	給食調理員が衛生管理業務に従事したとき	日額 100円
	給食調理員が正規に勤務する学校以外の学校において、給食調理業務に従事したとき	日額 200円

」

を

「

京都市立小学校	給食調理員が正規に勤務する学校以外の学校において、給食調理業務に従事したとき	日額 200円
---------	--	---------

」

に改める。

附則第2項並びに附則第1項の見出し及び項番号を削る。

第2条 京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部

を次のように改正する。

第7条第1項第9号中「岩倉図書館及び東山図書館」を「岩倉図書館，東山図書館，吉祥院図書館，向島図書館及び久我のもり図書館」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条及び次項の規定は、平成18年4月1日から、第2条の規定は、同年4月24日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における遠隔地勤務手当については、この規則による改正前の京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第10条第2項中「20,000円」とあるのは「10,000円」とし、同条第3項中「30,000円」とあるのは「15,000円」と、「35,000円」とあるのは「17,500円」とする。

(教育委員会事務局総務部総務課)